

ケアマネジメントに関する基本方針について

自立支援に資するケアマネジメントの基本方針

- 1 要支援から要介護状態となることを予防する。
- 2 要支援又は要介護の状態となっても、在宅で継続した生活ができるよう支援する。
- 3 悪化した状態となっても、状態を軽減させ、さらなる悪化を防ぐ。

※予防的視点で取り組むことにより生活の質を担保することが重要です。基本方針をみんなで共有することからはじめましょう。

【介護保険法 第1条、第2条第2・3・4項、第4条の概要】

- ・加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
- ・保険給付は、要介護状態の軽減または悪化防止、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。
- ・保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- ・保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する必要がある。
- ・加齢に伴って生じる心身の変化を自覚、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリ・福祉サービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める。

「ケアマネジメンツの基本方針」の取り組み方

【保険者】

被保険者の要支援、要介護になることを予防または悪化を防止する施策を推進する
地域における自立した日常生活を送るための取組を推進する

【地域包括支援センター】

利用者の抱える課題を分析し、地域の課題について検討し、社会資源の創出などの取組を推進する

【ケアマネジャー】（※地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントを含む）

常に、利用者の生活目標を明らかにし、改善の可能性を考える
利用者の自立を阻害している要因に対して、適切な介護サービス等によるケアの提供をできるように支援する
自立支援に資するケアマネジメントの考え方を利用者・家族へ説明し理解を得る

【市民】

自らが要支援・要介護状態とならないために、常に自立した生活を出来るようにする
高齢であっても、役割を持ち、常に社会参加を意識する
要支援・要介護状態となったとしても、リハビリテーションや活動に取り組むことで、心身機能の維持や向上に努める

逗子市高齢者福祉サービス一覧【令和4年度】

問合せ先

高齢介護課 高齢福祉係 ・ 高齢介護課 介護保険係 ・ 社会福祉課 地域共生係

電話 046-873-1111（代表）

1. 介護予防・生活支援サービス

サービス名	内容	対象	利用者負担	備考
介護予防・機能向上トレーニング （問合せ先） 社会福祉課 地域共生係 電話 046-873-1111	保健医療の専門職によるプログラムを3～6か月の短期間に集中して実施することで、運動機能や栄養・口腔機能、認知機能改善、閉じこもり予防等、要介護状態となることを予防するための教室です。 （申し込み） ご利用の際はお住まいの地域の各地域包括支援センターへご相談ください。 （7ページ参照）	要支援1、2の方 又は、基本チェックリスト（生活機能評価25項目）で事業対象に該当した方	1回につき330円	
住民主体による訪問型サービス （問合せ先） 社会福祉課 地域共生係 電話 046-873-1111	住民ボランティア等による自主的な活動として行う生活支援サービスです。多様な支援を通じて、お互いに介護予防につなげます。 （内容） 買い物の代行や、調理、ゴミ出し、外出の支援など高齢者の生活上の困りごとへの訪問による柔軟な支援 1回につき45分程度、週1回を標準とし、月4回程度 （実施団体・申し込み先） ①ワーカーズコレクティブこだま 046-872-9288 ②ズシッブ連合会 （月～金 9:00～15:00） 046-872-0732 （上記以外） 080-5901-7861 ③逗子市社会福祉協議会 046-873-8011	要支援1、2の方 又は、基本チェックリスト（生活機能評価25項目）で事業対象に該当した方	各実施団体 ①～③にお問い合わせください。	

<p>福祉配食サービス</p> <p>(問合せ先) 高齡介護課 高齡福祉係 電話 046-873-1111</p>	<p>日常生活に支障のある高齢者等に対し、訪問により昼食を届け、低栄養の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認を行います。</p> <p><食事種類> 所定の種類の中から1つを選択します。(令和3年4月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎普通食 ◎カロリー・塩分調整食 ◎たんぱく・塩分調整食 ◎やわらか食 ◎ムースセット食 ◎消化にやさしい食 ◎透析食 <p>※ご飯はすべて普通米を使用しています。</p>	<p>身体状況等により、買物や調理等の食事の確保が困難な、世帯全員の市民税が非課税の、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者等</p>	<p>1食 407円</p>	<p>介護保険利用の方はケアマネージャーにご相談ください。</p>
<p>福祉緊急通報システム</p> <p>(問合せ先) 高齡介護課 高齡福祉係 電話 046-873-1111</p>	<p>高齢者で※疾病等により身体状況に不安のある方等を対象に、急病や災害等の緊急時に備え、緊急通報機器を貸与します。</p> <p><機器> ・ペンダント型無線発信器 ・火災感知器 ・生活行動探知機</p> <p>貸与機器のうちペンダント型無線発信器は屋内のみ対応です。また、固定電話の契約をしていることが必要です。</p>	<p>65歳以上の高齢者等で ※疾病等により身体状況に不安のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方</p> <p>※疾病とは・・・ 急変し、生命の危機に陥りやすい病気。例えば心臓疾患(狭心症など)や脳血管疾患(脳梗塞など)等が対象です。ご自分の疾病が対象になるか不明な時はご相談ください。</p>	<p>月額 3,300円 に消費税及び地方消費税を加えた額(市民税課税の方の場合)</p> <p>利用者の世帯全員の市民税が、非課税の場合は無料</p> <p>(別途、通信費が利用者負担となります。)</p>	

<ひとり暮らし高齢者等訪問> 日常生活の見守りや緊急時に備えるため、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のお宅を地域の民生委員や市の職員、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が訪問しています。

問合せ先 高齡介護課高齡福祉係
電話 046-873-1111

2. 家族介護支援サービス

サービス名	内容	対象	利用者負担	備考
紙おむつ等の支給 (問合せ先) 高齢介護課 高齢福祉係 電話 046-873-1111	要介護3、4、5の高齢者を在宅で介護しているご家族に、紙おむつ等を支給します。 <支給内容> 要介護3の市民税非課税世帯 月額3,000円 要介護4、5の市民税非課税世帯 月額6,000円 <支給品目>パンツ型、テープ止め型 パッド型等	市内に住所があり、紙おむつ等を使用している要介護3、4又は5の65歳以上の高齢者を、在宅で現に介護している世帯で、対象高齢者世帯及び当該介護している世帯全員の市民税が、非課税の場合 ※身寄りのない対象高齢者(単身者)の場合、対象高齢者(単身者)自身が支給申請できます。	無料	市の指定する商品の中から選びます。 現物支給です。
徘徊高齢者SOS ネットワーク登録 (問合せ先) 高齢介護課 高齢福祉係 電話 046-873-1111	徘徊高齢者を早期発見し保護へつなげることを目的とした、市役所、交通機関、郵便局等の連絡・協力による情報ネットワークです。	徘徊行動のある高齢者を介護している家族	無料	
逗子市徘徊高齢者 等見守り支援ラベル シール交付事業 (問合せ先) 高齢介護課 高齢福祉係 電話 046-873-1111	行方不明になった際、発見者が衣服や持ち物に貼付されたQRコードを読み取ることで、専用の伝言板を通じて、ご家族と連絡を取り合うことができるシステムです。 伝言板ではニックネームでのやり取りになるため、個人情報には保護されます。	徘徊行動のある高齢者(※徘徊高齢者SOSネットワーク登録者)を介護している家族	(注1) QRコード代 3,590円(税込)	
家族介護者支援 事業 (問合せ先) 高齢介護課 高齢福祉係 電話 046-873-1111	介護についての知識・技術等を習得するための教室、介護者の交流会等を開催します。	ご家族を介護している方等	無料	日程は、チラシ・広報 ずしでご確認ください。

(注1) QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<家族介護慰労金の支給> 介護保険要介護4～5相当で市民税非課税世帯の高齢者が、1年間介護保険のサービス(年間1週間程度の短期入所サービスを除く)を利用しなかった場合に、その人を介護している家族に対し、年1回10万円が支給されます。

問合せ先 高齢介護課介護保険係
電話 046-873-1111

3. その他

サービス名	内容	対象	利用者負担	備考
移送サービス (問合せ先) 高齢介護課 介護保険係 電話 046-873-1111	通院や買い物などのためタクシーで送迎してもらうサービス(※利用には事前の申請等が必要です。)	要介護1～5で市民税が非課税の人	片道3,000円までは自己負担額1割。超えた額は全額自己負担。月4回(2往復)まで。500円の迎車費用がかかります。	
高齢者入浴手帳 (問合せ先) 高齢介護課 高齢福祉係 電話 046-873-1111	指定の公衆浴場で有効の入浴手帳を交付します。 (指定の公衆浴場 あづま湯) <利用方法> 指定の公衆浴場で入浴手帳を提示してください。 (有効期限:令和5年3月31日)	申請時65歳以上の方	1回の利用につき150円 1月当たり6枚	入浴手帳受取りの際は、本人確認書類をご持参ください。
ずしエンディングノート (問合せ先) 社会福祉課 地域共生係 電話 046-873-1111	これまでのこと、今のこと、これからのことなどを記入するノートです。病気等で意思表示できなくなったとき等に備え、伝えたいことを事前に書き留めておくことができます。	65歳以上の方(65歳未満の場合でも、必要とされる方には配布)	無料	
			<配布場所> 市社会福祉課、高齢者センター 市内各地域包括支援センター 逗子市のホームページ	
終活情報登録事業 (問合せ先) 社会福祉課 地域共生係 電話 046-873-1111	病気やケガ等により意思表示ができなくなった時や死亡した時に、事前に市に登録した緊急連絡先や終活に関する情報を、警察、消防、医療機関等や登録した緊急連絡先からの照会に対し、市が伝達します。	原則 65歳以上の逗子市民の方 本人が認知症等で明らかに申請できない場合に限り、後見人、親族が登録申請できます。	無料	
フレイルチェック測定会 (問合せ先) 社会福祉課 地域共生係 電話 046-873-1111	フレイル予防、早期発見のために開発された指輪っかテストや、筋肉量・お口の機能測定、アンケート等のフレイルチェックを行います。 ※フレイルとは…年齢と共に心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながり等)が低下していく状態のこと。	65歳以上で介助なしで参加できる方	無料	日程は、チラシ・広報ずしでご確認ください。

<高齢者センター> 60歳以上の方が、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動などのために、楽しんでいただく施設です。 住所 逗子市池子4-1012 電話 046-873-2531

<老人クラブ> 高齢者が協力し合って、自らの手で生きがいを高めるとともに、地域の福祉を進めるのに役立つことを目的に活動しています。 ズシップ連合会事務局 電話 046-872-0732

4. 認知症に関すること

【認知症ケアパス】

認知症になってもその人らしく過ごせるよう、認知症状に合わせた支援やサービスの一覧表です。

* 配布場所：市社会福祉課、市内各地域包括支援センター、図書館、逗子市ホームページ

【認知症の可能性をチェック】

認知症とは、脳の障がいによって記憶する、時間・場所・人などを認識する、計算するなどの認知能力が低下し、日常生活を送ることが困難になる状態で、早期発見・治療が大切です。

- 同じ話を無意識のうちに繰り返す
- 知っている人の名前が思い出せない
- 物のしまい場所を忘れる
- 今、しようとしていることを忘れる など

こんなことがあったらパソコンや携帯電話等で簡単に認知症をチェックしてみませんか？

「認知症簡易チェックサイト」には2つのサイトがあります。

* 「これって認知症(家族・介護者向け)」 → 身近な人の状態をチェックできます。

* 「わたしも認知症(本人向け)」 → 自分の状態をチェックできます。

※チェックした結果とともに相談先などのリストが表示されます。

【利用方法】

* パソコンの方はURLよりご利用ください → <http://fishbowlindex.net/zushi/>

* 携帯電話・スマートフォンでQRコード対応機種をお持ちの方はQRコードをご利用ください。



【ご利用にあたっての注意点】

- ・利用料は無料です。ただし通信料金は自己負担です。
- ・個人情報の入力は一切不要です。
- ・医学的な診断をするものではありません。
- ・結果に関わらず、ご心配のある方は専門機関にご相談してください。
- ・認知症簡易チェックサイトでも相談窓口をご紹介します。

QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

【認知症に関する相談窓口】

* 地域の総合的な相談窓口(地域包括支援センター)

逗子市東部地域包括支援センター

担当地域: 桜山3・4・5丁目(35～37番、葉桜団地を除く)沼間、池子
電話: 046-876-6299

逗子市中部地域包括支援センター

担当地域: 逗子、桜山1・2・5(35～37番、葉桜団地)6～9丁目、
山の根、新宿1～3・4丁目1～5番(2番29～59号を除く)・
6番38～42号・5丁目
電話: 046-872-2480

逗子市西部地域包括支援センター

担当地域: 久木、小坪、新宿4丁目2番29～59号・6～16番
(6番38～42号を除く)
電話: 046-876-5451

* もの忘れ・認知症について医師による相談(予約制)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課

電話: 0467-24-3900 ※保健師による電話相談は随時実施

* 治療方法など医療についての相談

国立病院機構久里浜医療センター (神奈川県認知症疾患医療センター)

電話: 046-848-1550

* 認知症全般についての相談

かながわ認知症コールセンター

電話: 0570-0-78674

受付: (月)(水)10時～20時、(土)10時～16時

* 若年性認知症についての相談

国立病院機構久里浜医療センター (地域医療連携室)

電話: 046-848-2365(直通)

若年性認知症コールセンター

電話: 0800-100-2707

受付: (月)～(土) 10時～15時

* 受付記載のない所は、(月)～(金)8時30分～17時(休日、12月29日～1月3日を除く。)

【医療機関への受診方法】

問: 主治医がいますか? → 「いる」*もの忘れについて「主治医」に相談してください。
→ 「いない」*もの忘れについて「かかりつけ医」等に相談してください。

※この場合の「かかりつけ医」とは、神奈川県主催「かかりつけ医認知症対応力向上研修」修了医師です。

かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医師一覧

医師氏名	医療機関名	住所	電話
島田 陽子	島田内科医院	逗子市 逗子1-6-22	046-871-7078
野口 芳一	逗子銀座通りクリニック	逗子市 逗子1-7-3	046-870-3401
桜井 向陽	逗子メンタルクリニック	逗子市 逗子1-8-26	046-872-2928
水嶋 雅子	水嶋医院	逗子市 逗子1-11-8	046-871-3168
池上 晃子	湘南内科ペインクリニック	逗子市 逗子5-6-18	046-872-2611
角野 禎子	青木病院	逗子市 桜山6-1336	046-873-6555
池上 厚	東逗子医院	逗子市 沼間2-10-29	046-871-4355
別府 穂積	センペル逗子クリニック	逗子市 久木4-25-8	046-873-7151
工藤 房子	ハイランドクリニック	逗子市 久木8-13-30	046-871-9420
高宮 靖	湘南クリニック	逗子市 小坪1-25-15	0467-23-2540
田嶋 博雄 天野 皓昭	湘南記念小坪クリニック	逗子市 小坪3-2-1	0467-60-0321
西本 邦弘	西本整形外科	逗子市 逗子2-5-25	046-870-3787

5. ご相談

〈地域の相談窓口〉

◆地域包括支援センター

介護サービス・福祉・医療・権利擁護等のサービスが継続的に提供されるよう、保健師又は経験のある看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が、連携して対応し、高齢者の生活を支えます。

地域包括支援センター	担当地域
逗子市東部地域包括支援センター 046-876-6299 (所在地 池子字棧敷戸 1892-6 保健センター)	桜山 3・4・5(35番～37番、葉桜団地を除く)丁目 沼間 池子
逗子市中部地域包括支援センター 046-872-2480 (所在地 逗子 5-4-33 逗子会館)	逗子 桜山 1・2・5丁目(35番～37番、葉桜団地のみ)・6～9丁目、 山の根 新宿 1丁目～3丁目 新宿 4丁目 1番～5番(2番 29号～59号を除く) 新宿 4丁目 6番 38号～42号、新宿 5丁目
逗子市西部地域包括支援センター 046-876-5451 (所在地 新宿 4-16-10)	久木 小坪 新宿 4丁目 2番 29号～59号、 新宿 4丁目 6番～16番(6番 38号～42号を除く)

※なお、令和3年4月より、地域包括支援センターは、障がいのある方や、子ども・子育て中の方、生活に困窮する方などの様々な方を対象にした、福祉の総合相談窓口となりました。今までの高齢の方を対象にした地域包括支援センターの機能は変更ありません。

〈市役所の相談窓口〉

高齢介護課 電話046-873-1111

- ・介護保険に関する相談 介護保険係
- ・高齢者福祉に関する相談 高齢福祉係

社会福祉課 電話046-873-1111

- ・地域福祉、地域包括ケアに関する相談 地域共生係

〈高齢者の虐待に関する相談〉

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や介護をしている方々を支援するために、窓口や電話により高齢者の虐待に関する相談や通報を受け付けています。

【相談先】

- ・ 高齢介護課高齢福祉係 電話 046-873-1111
- ・ 逗子市東部地域包括支援センター 電話 046-876-6299

- ・ 逗子市中部地域包括支援センター 電話 046-872-2480
- ・ 逗子市西部地域包括支援センター 電話 046-876-5451

〈逗子あんしんセンター〉

日常生活において福祉サービスの十分な利用や、財産の管理及び保全が困難な障がい者及び高齢者等に対して、福祉サービスの利用支援サービス、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行うと共に、弁護士による相談を行っています。

【問合先】 逗子あんしんセンター 電話 046-871-8458 (逗子市社会福祉協議会内)

〈成年後見相談〉

安心して社会生活をおくることができるよう高齢者や障がい者など、判断能力が不十分である方の保護・支援をしていくための制度、「成年後見」に関する相談を行っています。(原則予約制)

①コスモス成年後見サポートセンター (行政書士)

開催日: 毎月第2水曜日 問合先に問い合わせてください。

時間: 10:00~11:00、11:00~12:00

13:00~14:00、14:00~15:00、15:00~16:00

【問合先】 高齢介護課高齢福祉係 電話046-873-1111

〈家族のための物忘れ相談会〉

家族の物忘れ、認知症の症状や介護等について、精神保健福祉士が、ご家族からのご相談をお受けします。(原則予約制)

開催日時は広報ずし、チラシ、ホームページでご確認ください。

【問合先】 社会福祉課地域共生係 電話046-873-1111

逗子市の生活支援等について

○救急医療情報キット

配付場所・問い合わせ先 国保健康課健康係

○生活支援サービス

【参考】 <https://kana.rakuraku.or.jp/zushi>

◇安否確認・見守りサービス

◇家事代行・買い物代行

◇理容・美容 出張サービス 他

ふれあい収集

ごみステーションにごみを運び出すことが困難な高齢者・障がい者等を対象に市職員（環境クリーンセンター職員）が玄関先まで出向いてごみを引き取り、あわせて一声かけて安否の確認を行います。

次のいずれかに該当し、ごみステーションまでごみを運び出すことができず、かつ、身近な人などの協力が得られない方が対象となります。

- ・日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）のみの世帯
- ・日常的に介助あるいは介護を必要とする障がい者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者）のみの世帯
- ・妊産婦、けが等により一時的にごみ出しが困難な世帯

詳しくは、環境クリーンセンター（☎046-871-7870）へお問い合わせください。

ごみステーションへの助成制度について

●ごみ散乱防止ネットの貸与

ネットは2サイズあり、貸与枚数はごみステーション1か所あたり1枚、貸与期間は3年間です。資源循環課、環境クリーンセンターのどちらかまでお越しください。窓口にて所定の申請用紙にご記入いただき、その場でネットをお渡しします。ネットを持ち帰るための手提げ袋等をご持参ください。

●ネットボックス等の助成金制度

ごみの散乱やカラス等の被害を防止するため、ネットボックス等を購入する際に、その費用の一部を助成しています。助成金額は、ネットボックス等1個につき10,000円です。詳しくは環境クリーンセンター（☎046-871-7870）へお問い合わせください。

2018年4月1日以降購入分から新規の場合のみ助成の対象となりました。

違法な不用品回収業者にご注意ください

軽トラックやちらしなどで不用品（廃棄物）の無料回収をうたいながら、回収時に高額な料金を請求するなど、悪質な不用品の回収業者によるトラブルが、県内でも報告されています。

廃棄物の収集・運搬を行うことができるのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等を受けた収集運搬業者（P24参照）のみです。無許可業者への依頼は違法だけでなく、高額な費用請求や不法投棄などトラブルに繋がりますので、絶対に利用しないでください。

不法投棄について

●不法投棄は犯罪行為です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処されます。

なお、私有地に不法投棄された廃棄物は所有者か管理者が処分することになります。不法投棄されないようにフェンスの設置や定期的な草刈り等の対策を行ってください。

不法投棄の現場を発見したら、排出者の特徴や車のナンバーを確認し、最寄りの警察署や資源循環課まで通報してください。危険ですので直接注意することは控えてください。

●条例を改正（2014年9月）

不法投棄対策として、土地、建物の管理者等の責任に関する規定を新たに設けるなどの条例改正を行いました。詳しくは資源循環課へお問い合わせください。

葉山町の高齢者福祉サービス について

葉山町 福祉部 福祉課 介護高齢係
令和4年6月29日(水)

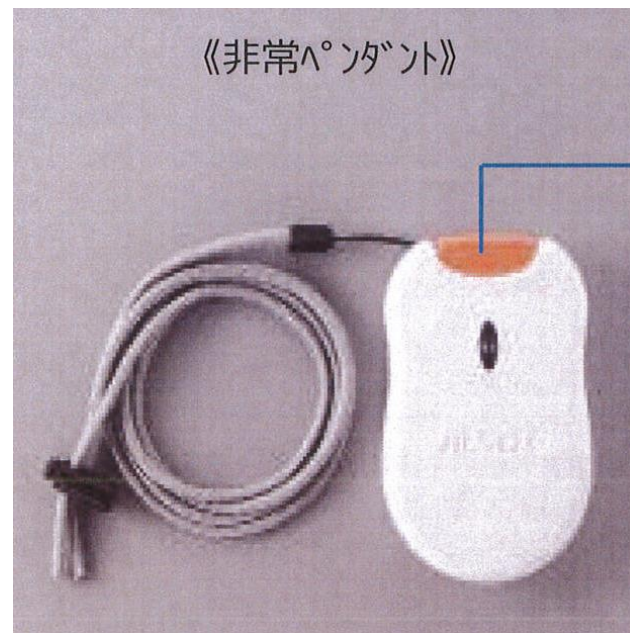
緊急通報システム

葉山町では、65歳以上のひとり暮らしの方、老老介護の方の不安軽減のため、緊急通報システムを貸与しています。

申請先 葉山町 福祉課 介護高齢係

対象者 ①町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし、又はほぼ通年日中ひとり暮らしとなる方で、健康上の不安等により日常生活上注意を要する状態にある方(無料)
②町内に住所を有する世帯全員が75歳以上世帯で、世帯員の中に要介護1以上で健康上の不安等により日常生活上注意を要する状態にある方がいる世帯(町民税非課税者は無料、町民税課税世帯は有料(月額1,426円))

業者は総合警備保障(アルソック)



《人感センサー》



貸与機器が設置できる
電話回線が必要となります

緊急通報システムの特徴

- ①**24時間365日**、緊急通報ボタンを押せば、業者から連絡がいくとともに、必要に応じ緊急連絡先に通報されますので、もしもの時の安心を提供できます。
- ②24時間、人の動きがないと、**人感センサー(監視カメラではありません)**が作動して、緊急通報があったものとして対応しますので、孤独死防止に役立ちます。
- ③希望者には、**緊急時に警備業者が自宅に駆け付けます**ので、緊急時のみならず、防犯面でも安心です。

緊急通報システムの特徴

④ひとり暮らしの方には、お元気コールとして**月1回、業者が安否確認の電話をします**ので、孤立防止に役立ちます。

⑤**24時間365日、健康の不安に対する相談を専門職が受ける**ことができるので、健康の不安にも対応できます。

配食サービス

葉山町が認定した、食事作りが困難な、次のいずれかに該当する方に対し、1食500円で安否確認を兼ねた配食サービスを実施しています。

申請先	葉山町 福祉課 介護高齢係
対象者	①おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ②おおむね65歳以上の高齢者世帯 ③重度障害者(身体障害者手帳1, 2級、療育手帳A1, A2、精神障害者福祉手帳1級保持者) ④その他、町長が特に必要があると認めた者
配達日	原則として平日の週5回、16時～17時までの間に安否確認を兼ねて利用者宅に配達

ふれあいごみ収集

町内に住所を有する方で、自ら一定の場所までごみを出すことができず、身近な人等の協力が得られない方に対し、安否確認を兼ねたごみ収集サービスを実施しています。

申請先	葉山町 福祉課 介護高齢係
対象者	①日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者(おおむね65歳以上)のみの世帯 ②日常的に介助あるいは介護を必要とする障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)のみの世帯 ③その他、町長が特に必要があると認めた者
備考	※週1回、すべてのごみを回収します(分別の必要あり)。 ※介護保険認定者の場合、ヘルパー利用で対応可能かを優先に考えます。

認知症等行方不明SOSネットワーク

認知症等による行方不明者を早期発見し、保護へつなげることを目的とした、役場、警察、交通機関、郵便局等の連絡・協力による情報ネットワークです。

申請先	葉山町 福祉課 介護高齢係
対象者	①認知症の人 ②町長が特に必要と認めたもの
利用者負担	無料

家族支援サービス

介護用品支給

紙おむつ等の介護用品を無料で配達しています。

申請先	葉山町社会福祉協議会 (Tel:875-9889)
対象者	要介護3以上の認定を受けている在宅高齢者で、常時介護用品を必要とする方
支給日	隔月の第2週目

無料入浴事業

申請先	葉山町福祉課介護高齢係
対象者	ご自宅の都合で入浴困難な方等(おおむね60歳以上で、自力で来館・入浴できる人)
場所	葉山町福祉文化会館
日時	原則、毎週金曜日 (12時30分～15時)
備考	事前に登録が必要 (年1回登録・カード作成)

送迎サービス

障害や疾病により自家用車や公共交通機関を利用して買い物や病院への通院、入退院、施設への入退所が困難な方へ無料送迎を行います。

申請先	葉山町 福祉課 介護高齢係
対象者	○要介護1から5の方又は重症心身障害者 ○介護保険料所得段階5段階以下 ○介助者としての同乗者を1人以上つけることができること 上記要件をすべて満たしていること。
利用者負担	無料

介護予防・認知症予防のための取組み

- * 認知症予防教室・・・簡単な計算等の課題を運動と一緒にを行い、認知症の予防と健康促進を目指す教室を実施しています。
- * 水中歩行教室・・・室内プールで歩行することで腰・膝への負担を軽減しながら行う運動教室を実施しています。
- * 申請先：葉山町 福祉課 介護高齢係

介護予防・認知症予防のための取組み ～貯筋運動～

- * 問い合わせ先:葉山町 福祉課 介護高齢係
- * 町内各地域で取り組んでいます。住民主体による通いの場づくりを兼ねて、原則週1回以上、貯筋運動(特別な器具を用いることなく、椅子に座って行う運動)を実施しています。半年に1度、超音波による筋力測定も行っています。
- * 現在は、28会場で、町民主体で実施しています。町は実演指導・効果測定等の側面支援を行っています。

葉山町の認知症施策



- * 認知症サポーター養成講座・・・認知症に対する正しい理解の普及と支援者の育成を目的としています。
- * 認知症簡易チェックサイト・・・パソコンや携帯電話等で認知症の可能性をチェックできます。

URL：<http://fishbowlindex.net/hayama/>

- * 認知症ケアパス・・・認知症になった時、認知症の進行状況に応じて、必要となる医療や受けられる介護サービス等、地域で行われている様々な支援をまとめたもの。

認知症ケアパス



- * 認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の進行状況に応じてどのようなサービスが利用できるのかをまとめたパンフレットです。

リビング・ウィル

私の医療に 対する希望

～終末期になった時～

リビング・ウィル



葉山町

- * 人生の最終段階（終末期）を迎えたときの医療の選択、自分らしい人生の最期を迎えるため、また、家族や周囲の方も安らかなお見送りができるよう事前に意思表示するためのパンフレットです。

高齢者ガイドブック



も く じ

相談支援体制	2	医療費控除・水道料金の減免	11
生活支援サービスについて	3	目指せ健康寿命の延伸!	12
介護予防教室	6	介護保険のしくみ	14
地域での介護予防への取り組み	8		

※本ガイドブックは令和元年9月時点のものであり、社会環境の変化等で今後変更される可能性があります。

令和元年9月

葉山町福祉部福祉課

〒240-0192 葉山町堀内2135

電話046-876-1111 (内線232~234)

- * 葉山町が実施する高齢者一般施策について広く町民に周知するためのパンフレットです。
- * 緊急通報システムや配食サービス、貯筋運動等掲載しています。

ご清聴
ありがとうございました



今後とも、高齢者福祉事業・認知症施策へのご理解、ご協力について、よろしく申し上げます。